

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 社会福祉基金規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉事業活動と地域社会福祉の増進を図り、定款第1条の目的達成のため制定する。

(基金の積立)

第2条 社会福祉基金（以下「基金」という。）の積立は毎年度予算の定めるところによる。但し、必要に応じ予算に追加して積立をすることができる。

(運営委員会)

第3条 社会福祉基金の適切な運営を図るため運営委員会を設置する。

- (1) 運営委員は、8名以内とし、関係行政、団体及び学識経験者の中から町社協会長が委嘱する。
- (2) 運営委員会には、委員長1名、副委員長1名を置き、委員長には社協会長、副委員長には社協副会長をもってあてる。
- (3) 委員長は、会務を総括し、会議を招集し、会議の議長となる。
- (4) 運営委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げないものとする。また、補欠の運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

(管 理)

第4条 基金に属する現金は金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用基金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計収支予算に繰入れし、その経費に充当するものとする。

(繰替運用)

第6条 会長は他会計の資金運用上必要であると認めるときは、理事会及び評議員会の議決を得て基金に属する現金を必要とされる会計に繰替えて運用することができる。

(処 分)

第7条 基金は次の各号の一に該当する経費に充当する場合は、予め理事会及び評

議委員会の議決を得て処分することができる。

- (1) 社会福祉事業活動と地域社会福祉の増進を図るため、会長が必要と認めるその財源に充てるとき。
- (2) 社会福祉協議会運営上、資産の取得又は極端な財源不足を生じたため、その財源に充てるとき。
- (3) 社会福祉のため会長が特に必要と認めた経費。

(会計)

第8条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

《改正》H17. 4. 1

附 則

この規程は、議決の日から施行する。

平成 3年10月17日

この規程は、議決の日から施行する。

平成17年 4月 1日